



鳥取県公報

平成 23 年 10 月 25 日(火)
号外第 103 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則 (60) (業務効率推進課) 4

==== 公布された規則のあらまし ====

1 規則の改正理由

家畜伝染病予防法及び家畜伝染病予防法施行令の一部改正に伴い、事務処理権限の区分について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 家畜伝染病予防法に基づく、指定地域及び指定家畜の指定があったときの指定家畜の所有者に対する殺処分等の命令等の事務処理権限区分を次のとおり定める。

| 区 分 | 決裁権限 |
|--|----------------|
| 家畜伝染病予防法 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定地域及び指定家畜の指定があったときの指定家畜の所有者に対する殺処分の命令 | 部長専決 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置に係る市町村長への協力の要請 ・ 家畜以外の動物に係る家畜伝染病の発生状況等を把握するための検査 ・ 家畜伝染病にかかった家畜以外の動物がいた場所等の消毒の実施 ・ 消毒をする場所の付近を通行する者に対するその身体又は車両の消毒の要請 ・ 家畜伝染病の発生を予防するための通行の制限又は遮断 ・ 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者からの定期報告に係る事項の市町村長への通知 ・ 家畜の飼養に係る衛生管理が適正に行われることを確保するために必要な指導及び助言 ・ 家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべき旨の勧告及び命令 ・ 農林水産大臣が行う判定結果の家畜等の所有者への通知 ・ 農林水産大臣が行う判定結果が患畜又は疑似患畜である旨の市町村長及び関係都道府県知事への通報 ・ 指定家畜の所有者に対する殺処分の命令に従わないときの家畜防疫員による指定家畜の殺処分の実施 ・ 焼却又は埋却の措置に係る農林水産大臣及び市町村長への協力の要請 ・ 家畜伝染病のまん延を防止するための要消毒倉庫等を消毒すべき旨の命令 ・ 家畜伝染病のまん延の防止のために必要な消毒設備の設置 ・ 消毒設備を設置する場所の表示 | 課長専決 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者からの定期報告の受理 ・ 患畜等を運送する運送業者からの貨物の終着地を管轄する都道府県知事への届出の受理 ・ 農林水産大臣が指定する症状を呈している家畜を診断した者からの届出の受理 ・ 家畜防疫員による要消毒倉庫等の消毒の実施 ・ 要消毒倉庫等への消毒設備の設置 | 家畜保健衛生 所長委任 |
| 家畜伝染病予防法施行令 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 通行が制限され、又は遮断されるべき場所を管轄する警察署長への協議及び市町村長からの報告の受理 | 課長専決 |

(2) 農林水産大臣の指定する動物用生物学的製剤の使用の許可等の事務処理権限の区分を次のとおり改める。

| 区 分 | 決裁権限 |
|-----|------|
| | |

| 家畜伝染病予防法 | |
|--|------|
| ・農林水産大臣の指定する動物用生物学的製剤の使用の許可 | 部長専決 |
| ・監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査を受けるべき旨の命令 ・監視伝染病の発生の予防に必要な助言及び指導 ・患畜又は疑似患畜の所在の場所とその他の場所との通行の制限又は遮断 ・家畜の殺処分の命令又は家畜防疫員に家畜の殺処分の実施 ・家畜伝染病のまん延を防止するための家畜所有者に対する消毒方法等を実施すべき旨の命令 ・家畜の伝染性疾病を予防するための動物所有者等からの報告の聴取 | 課長専決 |
| 家畜伝染病予防法施行令 | |
| ・通行が制限され、又は遮断されるべき場所を管轄する警察署長への通報及び市町村長からの報告の受理 | 課長専決 |

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第60号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改正後 | | | | | | | | | | 改正前 | | | | | | | | | |
|---|------------------|-----------|----|--------|--------|----|----|---------------|-------------|--|-----------|----|--------|----|--------|----|---------------|----|--------|
| 別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係） 個別申請に係る事務処理権限 | | | | | | | | | | 別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係） 個別申請に係る事務処理権限 | | | | | | | | | |
| 所 属 名 | 事 項 内 容 | 事務処理権限の区分 | | | | | | 地方機関の 長の名称 | 所 属 名 | 事 項 内 容 | 事務処理権限の区分 | | | | | | 地方機関の 長の名称 | | |
| | | 専決権者 | | 委任決裁権者 | | | | | | | 専決権者 | | 委任決裁権者 | | | | | | |
| | | 知事 | 部長 | 課長 | 地方機関の長 | 部長 | 課長 | | | | 地方機関の長 | 知事 | 部長 | 課長 | 地方機関の長 | 部長 | | 課長 | 地方機関の長 |
| 略 | | | | | | | | | | 略 | | | | | | | | | |
| 畜産課 六 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく知事の権限に属する事務 | | | | | | | | | | 畜産課 六 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく知事の権限に属する事務 | | | | | | | | | |
| 1 同法第3条の2第3項の規定による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置に係る申請に係る事務 | | | | | | | | | | 1 同法第4条第1項の規定による届出伝染病にかかった家畜等の届出の受理 | | | | | | | | | |
| 2 同法第4条第1項の規定による届出伝染病にかかった家畜等の届出の受理 | | | | | | | | | | 2 略 | | | | | | | | | |
| 3 略 | | | | | | | | | | 3 略 | | | | | | | | | |
| 4 略 | | | | | | | | | | 4 略 | | | | | | | | | |
| 5 略 | | | | | | | | | | 5 略 | | | | | | | | | |
| 6 略 | | | | | | | | | | 6 略 | | | | | | | | | |
| 7 略 | | | | | | | | | | 7 同法第5条第1項の規定による監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査を受けるべき旨の命令 | | | | | | | | | |
| 8 同法第5条第1項の規定による監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査を受けるべき旨の命令 | | | | | | | | | | 7 同法第5条第1項の規定による監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査を受けるべき旨の命令 (一) 当該命令を受ける者が1人以上の場合 (二) 当該命令を | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|--|--|---|---|----------|----------|
| 21 | 同法第12条の4第1項の規定による飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者からの定期報告の受理 | | | | | | | | ○ | 家畜保健衛生所長 | |
| 22 | 同法第12条の4第2項の規定による家畜の所有者からの報告に係る事項の市町村長への通知 | | | | | | | ○ | | | |
| 23 | 同法第12条の5の規定による家畜の飼養に係る衛生管理が適正に行われることを確保するために必要は指導及び助言 | | | | | | | ○ | | | |
| 24 | 同法第12条の6第1項の規定による家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべき旨の勧告 | | | | | | | ○ | | | |
| 25 | 同法第12条の6第2項の規定による家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべき旨の命令 | | | | | | | ○ | | | |
| 26 | 同法第13条第1項又は第2項(同条第1項ただし書及び第2項こまひ)では、同法第13条の2第2項こまひ)で運用する場合を含む。)の規定による患畜等の届出の受理 | | | | | | | | ○ | 家畜保健衛生所長 | |
| 27 | 同法第13条第4項の規定による家畜が患畜又は疑似患畜となった旨の市町村長及び関係都道府県知事への通報並びに農林水産大臣への報告 | | | | | | | ○ | | | |
| 28 | 同法第13条の2第1項の規定による農林水産大臣が指定する症状を呈している家畜の届出の受理 | | | | | | | | ○ | 家畜保健衛生所長 | |
| 29 | 同法第13条の2第4項の規定による農林水産大臣への報告及び検体の提出 | | | | | | | ○ | | | |
| 30 | 同法第13条の2第7項の規定による家畜等の所有者への通知 | | | | | | | ○ | | | |
| 31 | 同法第13条の2第8項の規定による指定家畜が患畜又は疑似患畜である旨の市町村長及び関係都道府県知事への通報 | | | | | | | ○ | | | |
| 32 | 同法第15条の規定による患畜又は疑似患畜の所在の | | | | | | | ○ | | | |
| 16 | 同法第3条第1項の規定による獣医師等からの届出の受理 | | | | | | | | | ○ | 家畜保健衛生所長 |
| 17 | 同法第3条第4項の規定による家畜が患畜又は疑似患畜となった旨の市町村長及び関係都道府県知事への通報並びに農林水産大臣への報告 | | | | | | | ○ | | | |
| 18 | 同法第5条の規定による患畜又は疑似患畜の所在の | | | | | | | ○ | | | |

